

千葉県議会会議規則（改正案）

（一般質問）

第 61 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可をえて質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

第 61 条の 2 議員は、会期中、前条の規定による質問の機会がない場合に、執行機関に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。

3 質問主意書は、議長が答弁書の提出の期日を指定して、これを執行機関に送付する。

4 議長は、質問主意書及び答弁書の写しを議員に配布し、会議録に掲載する。